

山口県 動物愛護管理推進計画

改定版

平成26年度（2014年）→平成35年度（2023年）

一人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくり



平成26年（2014年）3月
山口県

はじめに

近年、少子・高齢化の進行や生活様式の多様化に伴い、犬や猫をはじめ多様な動物が飼育されるようになり、これらの動物は、家族の一員、更には人生のパートナーとしても位置づけられるなど、人々の生活において重要な存在となってきています。



その一方で、動物の安易な飼養や飼養放棄、遺棄、虐待、近隣への迷惑行為など、動物愛護管理に関する様々な問題が依然として発生しており、動物も人間と同様に尊厳を持って扱われるとともに、動物が人間の生命、身体又は財産に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理することが求められています。

このため、県では、平成20年3月に「山口県動物愛護管理推進計画」を策定し、人と動物とが共生する社会の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する施策を計画的に推進してきたところですが、その後の社会情勢の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物の愛護及び管理に関する県民意識やこれまでの取組状況等を踏まえ、このたび、計画を改定しました。

この計画では、飼主等から引取りを求められる犬猫の数の更なる削減や動物の適正飼養の周知徹底、災害時における被災動物の救護に関する体制整備など、動物の愛護及び管理に関する対策を一層推進していくこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、県民の皆様、動物愛護団体、市町等と連携して、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりを推進し、県民の皆様に「山口県に生まれてよかった」と思っただけの「活力みなぎる山口県」の実現に向け、積極的に取り組んでまいりますので、皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成26年（2014年）3月

山口県知事 村 岡 嗣 政

目 次

I 基本的事項	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の基本的事項	1
(1) 目的	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画期間	1
II 計画改定の背景	2
1 動物愛護管理法の改正	2
2 基本指針の改正	2
3 動物愛護管理に関する本県の現状	4
(1) 山口県動物愛護管理推進計画の概要	4
(2) 具体的施策の取組状況	4
III 改定の視点	13
1 取組項目の整理	13
2 施策の展開	13
IV 具体的施策の展開	14
1 動物の適正飼養	14
(1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減	14
(2) 適正飼養についての周知徹底	14
(3) 所有者明示措置の推進	14
2 県民と動物の安全確保	16
(1) 動物による危害の防止	16
(2) 動物由来感染症対策の推進	16
(3) 災害時における対策	16
3 動物の適正な取扱い	17
(1) 動物取扱業の適正化	17
(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導	17
4 動物愛護管理の普及啓発	18
(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進	18
(2) 地域における活動の推進	18
V 計画の進行管理・見直し	19
1 計画の進行管理	19
2 計画の見直し	19
参 考 資 料	21
○ 目標となる指標一覧	22
○ 改定の経緯	23
○ 骨子案に対する県民意見募集（パブリックコメント）の結果概要	24
○ 平成24年度実態調査結果〈抜粋〉	25
○ 動物の愛護及び管理に関する法律〈抜粋〉	28
○ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針	41
○ その他関係法令等	48
○ 山口県内市町における「ふん害等防止条例」の概要	49
○ 住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン〈抜粋〉	52
○ 山口県における動物由来感染症予防体制整備事業結果	54
○ 動物愛護管理推進計画検討委員会委員名簿	55

I 基本的事項

1 計画改定の趣旨

我が国では、核家族化、少子・高齢化の進行や生活様式の多様化に伴い、犬や猫をはじめ多種多様な動物が飼育されるようになってきました。そして、これらの動物は、愛玩動物から家族の一員、更には人生のパートナーとして、人々の生活において重要な存在となってきています。

しかし一方では、動物の安易な飼養や飼養放棄、遺棄、虐待、近隣への迷惑行為など、動物愛護管理に関する様々な問題が依然として発生しています。

本県では、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりの推進に向け、平成20年3月に「山口県動物愛護管理推進計画」を策定し、動物の愛護と管理に関する様々な施策を計画的に推進してきました。

このような中、国において、平成24年9月に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）が改正されるとともに、平成25年8月には動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）が改正され、更なる犬猫の引取り数の削減や動物取扱業者に対する規制の強化等が規定されました。

こうした人と動物を取り巻く環境の変化や国の制度改正等に的確に対応するとともに、動物愛護管理に対する県民意識やこれまでの取組状況・課題を踏まえ、必要な見直しを行うこととしました。

2 計画の基本的事項

(1) 目的

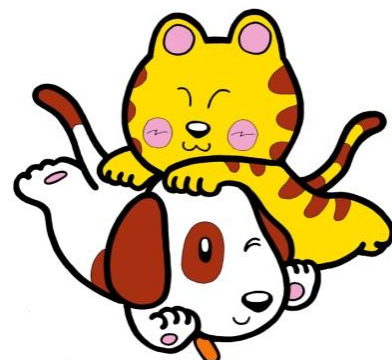
本計画は、県民、事業者、関係団体、行政の協働の下、人と動物の調和のとれた快適な暮らしづくりを推進していくための具体的な計画として策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、動物愛護管理法第6条に基づき、基本指針に即して定めます。

(3) 計画期間

計画期間は、平成26年4月1日から平成36年3月31日までの10年間とします。



Ⅱ 計画改定の背景

1 動物愛護管理法の改正

動物の愛護及び管理のより一層の推進を図るため、平成24年9月に動物愛護管理法が改正されました。

主な改正内容

- 動物取扱業者の適正化
 - ・販売時の現物確認、対面説明の義務付け
 - ・犬猫等健康安全計画の策定と遵守
 - ・動物取扱業を第一種動物取扱業に名称変更
 - ・第二種動物取扱業の創設
- 多頭飼育の適正化
 - ・多頭飼育による虐待のおそれのある事態を勧告、命令の対象に追加
 - ・勧告、命令の対象となる生活環境上の支障の内容を明確化
- 犬猫の引取り
 - ・都道府県等の犬猫の引取り拒否事由を明記
 - ・引き取った犬猫の返還及び譲渡に関する努力義務規定を設定
- 災害対応
 - ・災害時の適正飼養等に関する施策を動物愛護管理推進計画に定める事項に追加
 - ・動物愛護推進員の活動に災害時の動物の保護等への協力を追加
- 罰則等
 - ・愛護動物の殺傷、虐待、無登録、無許可等に係る罰則を強化
 - ・虐待の具体的事例を明記
- その他
 - ・所有者の責務に、終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務を追加

2 基本指針の改正

平成25年8月に基本指針が改正され、国及び地方公共団体が講ずべき施策に次の内容が追加されました。

普及啓発

- 終生飼養や繁殖制限措置等を積極的に広報すること。
- 動物との触れ合い事業の推進に当たり、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮のあり方を検討すること。

適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

- 平成35年度の全国の犬猫の引取り数について、概ね10万頭を目指すこと。
- 動物の遺棄及び虐待の防止を図るため、罰則強化の周知徹底等を行うとともに、警察との連携を一層推進すること。

動物による危害や迷惑問題の防止

- 飼主のいない猫に対する取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。
- 特定動物の販売業者に対し、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

所有明示措置の推進

- 犬猫のマイクロチップの普及を推進すること。

動物取扱業の適正化

- 新たな規制（幼齢犬猫の販売等の制限、第二種動物取扱業者の届出制度の創設など）の着実な運用を図ること。

災害時対策

- 地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。
- 災害時に広域的に対応する体制の整備を推進すること。

◆ 特定動物

動物愛護管理法では、人の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある動物を特定動物として定めています。

（平成 26 年 2 月現在、哺乳類、鳥類、爬虫類の約 650 種を選定）

特定動物の飼養又は保管をするためには都道府県知事等の許可を受けなければなりません。



◆ マイクロチップ

マイクロチップは、直径 2mm、長さ 12mm 程度の円筒形で、15 桁の個体識別番号が記録されている電子標識器具であり、この番号を専用のリーダー（読取器）で読み取ります。

動物愛護管理法では、動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置の一つとして、マイクロチップの装着等に努めることとされています。

なお、マイクロチップの装着（埋込み）は、獣医療行為に当たるため、獣医師が行わなければなりません。



マイクロチップ

◆ 動物取扱業

- 第一種動物取扱業
 - ・動物の販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養を営利目的で業として行う者
 - ・都道府県知事等の登録が必要
- 第二種動物取扱業
 - ・飼養施設を設置して営利を目的とせず一定数以上の動物の取扱い（譲渡し、保管、貸出、訓練、展示）を行う者
 - ・都道府県知事等に届出が必要

3 動物愛護管理に関する本県の現状

(1) 山口県動物愛護管理推進計画の概要

平成20年3月に策定した計画においては、動物の愛護と管理に関する現状分析を踏まえ、7つの数値目標を掲げて9つの具体的施策を推進してきました。

(2) 具体的施策の取組状況

1 適正飼養の推進

【取組状況】

○犬猫の飼い方についての相談対応やしつけ方教室、譲渡講習会の開催などを通じ、飼主への適正飼養に関する指導を実施

＜開催状況＞

内 容	年 度	H21	H22	H23	H24
飼い方相談	受付件数	1,029	1,269	1,317	1,076
	開催回数	13	14	18	21
しつけ方教室	参加人数	541	419	313	274
	開催回数	32	64	129	103
譲渡講習会	参加人数	646	656	1,014	859

○動物愛護センターのホームページ等により適正飼養やイベント等に関する情報を発信

○ポスター掲示やチラシ等を活用した普及啓発を推進

○動物の飼い方マナーアップ強化期間（9、10月）に、動物愛護フェスタや動物ふれあい会を開催するなど、重点的な啓発を実施

[H24実績] 開催回数：37回 参加者数：1,975人

○16市町が、ふん害等防止条例等に基づく飼主への啓発・指導を実施

○市町と連携して、多頭飼育者への適正飼養に関する指導を実施

○飼主のいない犬や猫に、無責任な餌やりをする者に対して指導を実施
(餌やり禁止に関する条例を岩国市、周南市が制定)

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H19)	目標値 (H29)	実績値				進捗率 (H24)
			H21	H22	H23	H24	
ペット動物の飼育による迷惑を感じたことがある人	67.4%	50%以下	—	—	—	60.7%	38.5%

【県民が行政に望む取組】（実態調査結果）

○飼主の迷惑行為に対する規制や指導の強化（64.3%）

○動物愛護や正しい飼養方法の啓発（34.4%）

【課題】

○適正飼養について、飼主に対する周知徹底を図るための普及啓発や指導等の更なる推進

◆ 山口県動物愛護センター

県は、県民の動物を愛護する意識を高めるとともに、動物の適正な飼養についての理解を深めるため、平成10年4月に「山口県動物愛護センター」を開設しました。

主な業務

- 適正飼養の普及啓発
- 犬猫の譲渡
- 犬のしつけ方教室や動物ふれあい会の開催
- ペットに関する相談対応
- 所有者不明の負傷犬猫の応急処置
- 犬猫の殺処分



所在地等

- 住 所 〒754-0891 山口市陶 943 番地 12 (JR 新山口駅から約 5km)
- 連絡先 TEL : 083-973-8315 FAX : 083-973-8341
- 開館時間 AM9:00~PM5:00
- 休 館 日 土日祝日及び年末年始 (※犬猫の譲渡会開催日を除く。)

◆ 下関市動物愛護管理センター (動物ふれ愛ランド下関)

下関市は、県から移譲された事務を含む総合的な動物愛護管理行政を推進するための拠点として、平成21年4月に「下関市動物愛護管理センター」を開設しました。

主な業務

- 適正飼養の普及啓発
- 犬猫の譲渡
- 犬のしつけ方教室やいのちの教室の開催
- ペットに関する相談対応
- 所有者不明の負傷犬猫の応急処置
- 犬の登録等の事務
- 動物取扱業、特定動物の飼養等に関する事務
- 犬猫の引取り
- 捕獲犬等の抑留
- 犬猫の殺処分
- ペット火葬の受付

所在地等

- 住 所 〒751-0881 下関市大字井田 (JR 新下関駅から約 8km)
- 連絡先 TEL : 083-263-1125 FAX : 083-256-6950
- 開館時間 AM9:00~PM5:00
- 休 館 日 年末年始

2 動物の引取り数減少への取組

【取組状況】

○動物愛護センターのホームページを通じ、犬猫の新たな飼主探しを支援

＜ホームページ利用状況＞

区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	犬	猫	犬	猫	犬	猫	犬	猫
掲載動物数(頭)	17	78	15	111	39	65	18	53
譲受希望者数(人)	30	67	12	48	34	54	12	35

○引取窓口において終生飼養に関する説明等を実施

○3市(宇部市、岩国市、周南市)が犬の新たな飼主探し(ワンワン銀行)を実施

○2市(下関市、美祢市)が犬猫の不妊又は去勢措置への助成事業を実施

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H18)	目標値 (H29)	実績値				進捗率 (H24)
			H21	H22	H23	H24	
犬猫の引取り数	6,070	50%削減 (3,000以下)	25.9%削減 (4,500)	27.5%削減 (4,399)	28.3%削減 (4,354)	26.0%削減 (4,489)	51.5%
犬 ※1	1,246	(623以下)	55.5%削減 (554)	65.4%削減 (431)	65.2%削減 (434)	69.9%削減 (375)	139.8%
猫 ※2	4,824	(2,412以下)	18.2%削減 (3,946)	17.7%削減 (3,968)	18.7%削減 (3,920)	14.7%削減 (4,114)	29.4%
犬猫の殺処分数	8,125	50%削減 (4,000以下)	27.5%削減 (5,891)	29.0%削減 (5,767)	31.5%削減 (5,566)	33.7%削減 (5,385)	66.4%
犬	3,322	(1,661以下)	39.9%削減 (1,995)	44.5%削減 (1,845)	48.2%削減 (1,721)	59.2%削減 (1,355)	118.4%
猫	4,803	(2,401以下)	18.9%削減 (3,896)	18.3%削減 (3,922)	19.9%削減 (3,845)	16.1%削減 (4,030)	32.2%
犬猫の不妊又は 去勢手術の実施率	48.4% (H19)	60%以上	—	—	—	47.8%	△5.2%

※1 犬の引取り数は減少傾向

※2 猫の引取り数は横這い状態

→ 猫の引取りの約87%が飼主のいない猫(H24実績:87.0%(3,580匹/4,114匹))

【課題】

○終生飼養や適切な繁殖制限措置についての普及啓発の更なる推進

○犬猫(特に飼主のいない猫)の引取り数の削減に向けた取組の強化

3 動物による危害の防止

【取組状況】

○野犬等に関する苦情や相談等に適切に対応するとともに、飼主に対し、係留の徹底等の適正飼養に関する啓発・指導を実施

＜野犬、迷い犬等の捕獲頭数＞

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
捕獲頭数	1,952	1,966	1,867	1,820	1,718	1,354
返還頭数	177	204	174	179	181	176

○特定動物の飼養施設に対し、定期的な立入検査・指導を実施

＜特定動物の飼養施設への立入検査・指導件数＞

	H20	H21	H22	H23	H24
立入検査・指導件数	41	58	47	19	80

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H18)	目標値 (H29)	実績値				進捗率 (H24)
			H21	H22	H23	H24	
犬に関する苦情件数	2,485	25%削減 (1,800以下)	49.8%削減 (1,248)	55.3%削減 (1,112)	44.1%削減 (1,390)	56.8%削減 (1,074)	205.9%

【現状】

○野犬に関する苦情が多い

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
苦情件数	2,415	1,227	1,248	1,112	1,390	1,074
うち野犬に関するもの	1,591 (65.9%)	640 (52.2%)	707 (56.7%)	658 (59.2%)	713 (51.3%)	632 (58.8%)

○未係留中の飼犬による咬傷事故が多い

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
咬傷事故件数	93	60	52	47	51	44
野犬によるもの	2	0	1	4	4	2
飼犬によるもの	91	60	51	43	47	42
未係留中の事故発生	22	21	22	17	15	16

【課題】

- 犬による咬傷事故の削減に向けた飼犬の係留の徹底
- 特定動物による危害の防止に向けた更なる指導や普及啓発
- 野犬に対する無責任な餌やり等に対する指導等の強化

【取組状況】

○動物取扱業者に対し、定期的な立入検査・指導を実施

<動物取扱業登録数及び立入検査・指導件数>

区分		登録件数				立入検査件数			
		H21	H22	H23	H24	H21	H22	H23	H24
登録種別	販売	249	256	240	200	162	162	168	149
	保管	195	214	216	218	126	116	135	152
	貸出	0	0	0	1	0	0	0	1
	訓練	23	25	26	24	7	8	5	18
	展示	23	25	25	24	9	12	14	20
計		490	520	507	467	303	298	322	340
立入検査実施率						61.8%	57.3%	63.5%	72.8%

○法令遵守の徹底や動物取扱業者の資質向上に向けた動物取扱責任者研修会を開催

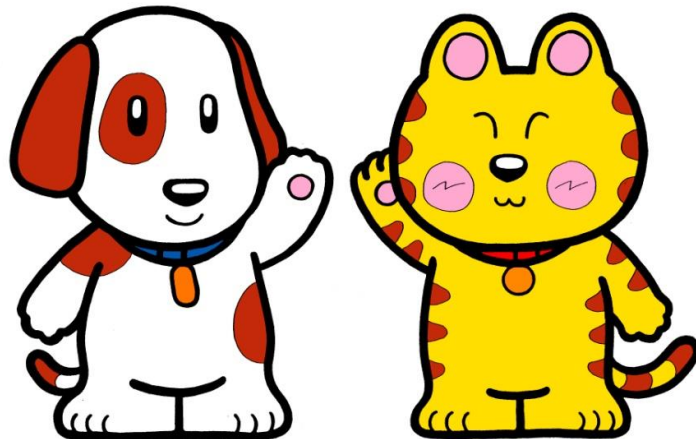
○動物愛護管理法の改正に伴う新たな規制内容等の周知徹底を図るとともに、必要な届出等に関する指導を実施

【県民が行政に望む取組】

○動物取扱業者に対する規制、指導の強化（30.4%）

【課題】

○立入検査や研修会の開催等による新たな規制の遵守指導の徹底



5 動物愛護教育の推進

【取組状況】

○学校や福祉施設等と連携した「動物ふれあい会」や「いのちの教室」を開催

＜動物ふれあい会の開催状況：県動物愛護センターが開催＞

対象	H21		H22		H23		H24	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
幼稚園・保育園	9	617	11	615	6	380	4	144
小学校	5	249	9	310	6	207	5	174
福祉施設等	22	428	23	694	25	529	22	606
合計	36	1,294	43	1,619	37	1,116	31	924

＜いのちの教室の開催状況：下関市動物愛護管理センターが開催＞

対象	H22		H23		H24	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
小学校	15	806	14	626	9	440
中学校・高等学校	2	225	1	80	3	179
大学・専門学校	2	266	—	—	7	40
その他(一般・行政等)	—	—	7	75	13	61
合計	19	1,297	22	781	32	720

○譲渡希望者や学生などを対象とした動物愛護に関する研修会の開催やテキスト等の作成・配布

【現状】

○全国では依然として悪質な虐待・遺棄に関する事件が発生

【県民が行政に望む取組】(実態調査結果)

○学校、社会教育の場での啓発 (24.7%)

【課題】

○県動物愛護センターや下関市動物愛護管理センターと学校及び福祉施設等との連携による「動物ふれあい会」や「いのちの教室」の開催等を通じた動物愛護教育の推進



6 地域活動の推進

【取組状況】

○動物愛護推進員を養成し、動物愛護と適正な飼養に関する普及啓発を実施

<動物愛護推進員の活動状況>

主な活動内容	活動実績(報告件数)		
	H22	H23	H24
動物愛護と適正飼養の啓発	27	25	53
繁殖制限措置に関する助言	8	9	16
譲渡のあっせん及び支援	6	8	25
行政が行う啓発事業等への協力	23	26	60

○動物愛護団体と連携し、適正飼養に関する普及啓発や犬猫の団体譲渡を実施

[H24実績] 普及啓発：5団体が動物愛護関連行事に参画
 団体譲渡：犬21頭、猫4匹

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H18)	目標値 (H29)	実績値				進捗率 (H24)
			H21	H22	H23	H24	
動物愛護推進員委嘱数 (累計)	0	100人以上	16	54	54	78	78%

【課題】

- 動物愛護推進員の養成及び活動の充実に向けた取組
- 関係機関や関係団体等と連携した取組の推進

◆ 動物愛護推進員

動物愛護管理法第38条に基づき、都道府県知事等が、地域における動物愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱しています。

◆ 動物愛護推進員が行う活動

- 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること
- 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること
- 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあっせんその他の必要な支援をすること
- 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること
- 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること

7 動物由来感染症対策

【取組状況】

- 感染症情報センター（環境保健センター）において感染症の発生動向調査を実施
- 県内の動物病院やペットショップ等における病原体保有実態調査を実施
- 動物由来感染症の実態調査結果や予防方法等について、冊子やハンドブック、ホームページを活用した情報提供を実施
- 家畜保健衛生所と関係団体等が連携した家畜における動物由来感染症対策の徹底

【現状】

- 新型インフルエンザなどの新興感染症の流行懸念
- 近隣諸国における狂犬病の発生

【課題】

- 動物の飼養者、動物取扱業者等への動物由来感染症に関する積極的な情報提供
- 狂犬病対応マニュアルの作成による予防対策の推進及び発生時の危機管理体制の整備

8 産業動物及び実験動物の適正な取扱いの推進

【取組状況】

- 改正された「産業動物の飼養及び保管に関する基準」及び「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」について関係機関へ周知
- 畜産部局と市町、関係団体等の連携による畜産農家に対する指導の実施

【課題】

- 引き続き飼養者等に対し、改正された基準を周知徹底



9 所有者明示措置の推進と災害時対策

【取組状況】

- ポスター、リーフレットの配布など、所有者明示に関する普及啓発を実施
 [H24実績] ポスター100部、リーフレット370部を配布
- 動物の飼い方マナーアップ強化期間における重点的な啓発の実施
 [H24実績] ポスター1,600部を作成・配布
- 災害時対策について被災動物の救護等に関する事項を地域防災計画へ位置づけ
- 九州地方知事会政策連合において愛護動物の救護に係る連携体制を整備

【数値目標の達成状況】

指標	基準値 (H19)	目標値 (H29)	実績値				進捗率 (H24)
			H21	H22	H23	H24	
犬猫の所有者明示の実施率	30.9%	50%以上	—	—	—	35.6%	24.6%

【現状】

- 東日本大震災において、動物の救護体制の整備が課題となった。

【課題】

- 所有者明示の必要性等に関する普及啓発の推進
- 災害時における被災動物の救護等に関する具体的な取組内容の検討

◆ 所有者明示措置

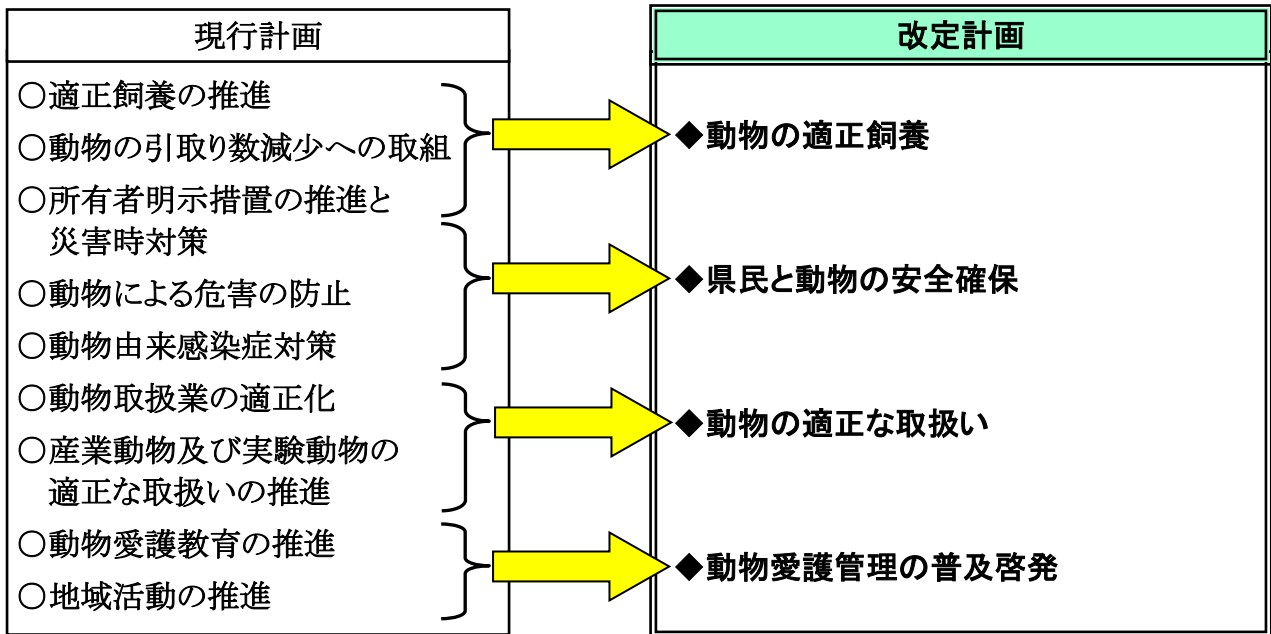
- 動物愛護管理法第7条により、動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずるように努めなければならないことが規定されています。
- 所有者明示をすることで、平常時の逸走だけでなく、緊急災害時等で行方不明になった時でも発見が容易になります。



Ⅲ 改定の視点

1 取組項目の整理

現行計画における9つの取組項目を、4項目に整理します。



2 施策の展開

動物愛護管理法及び基本指針の改正や本県の現状を踏まえ、新たな施策の実施やこれまでの施策を拡充・強化します。

◆ 動物の適正飼養

- (1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減
- (2) 適正飼養についての周知徹底
- (3) 所有者明示措置の推進

◆ 県民と動物の安全確保

- (1) 動物による危害の防止
- (2) 動物由来感染症対策の推進
- (3) 災害時における対策

◆ 動物の適正な取扱い

- (1) 動物取扱業の適正化
- (2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

◆ 動物愛護管理の普及啓発

- (1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進
- (2) 地域における活動の推進

IV 具体的施策の展開

1 動物の適正飼養

飼主等に対する終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置の重要性、所有者明示の必要性など、動物の適正飼養について普及啓発を推進するとともに、飼主のいない猫を削減するための取組を進めることにより、犬猫の引取り数及び殺処分数の削減を図ります。

(1) 犬猫の引取り数及び殺処分数の削減

- 動物愛護センター、健康福祉センター（保健所）、市町、獣医師会、関係団体等が連携し、終生飼養の責務や繁殖制限措置（不妊去勢措置や屋内飼養等）の重要性等に関する普及啓発を推進します。
- 飼主のいない猫の引取りや苦情が多い地域について、地域住民の十分な理解の下に猫を管理する取組を推進します。
- 飼主のいない犬や猫に無責任な餌やりをしている者に対し、関係機関が連携して指導・啓発を推進します。
- 健康福祉センター及び市町において犬猫の引取りを依頼する者に対し、終生飼養等の指導を強化するとともに、動物愛護センターにおいてホームページを通じた新たな飼主探しの支援、団体譲渡の拡大を行うなど、犬猫の引取り数及び殺処分数の削減に向けた取組を推進します。

(2) 適正飼養についての周知徹底

- 飼主等に対するしつけ方教室や譲渡前講習会の開催などを通じ、動物愛護センター、健康福祉センター、市町、獣医師会及び動物取扱業者等が連携して終生飼養の責務や適切な繁殖制限措置などの周知徹底を図ります。
- 「動物の飼い方マナーアップ強化期間」（9～10月）において、啓発行事を重点的に開催します。
- 各種広報媒体を活用した情報の積極的な発信に努めます。
- 地域において適正飼養に関する相談・助言や普及啓発の役割を担う動物愛護推進員と協働した取組を進めます。
- 動物のふん尿の不適切な処理等により生活環境を損なうことのないよう、健康福祉センターと市町等が連携して啓発・指導を推進します。
- 多頭飼育により、周辺的生活環境を損なう事態を生じさせている者に対し、健康福祉センターと市町等が連携して指導を強化します。

(3) 所有者明示措置の推進

- 市町、獣医師会、関係団体、動物取扱業者等と連携し、マイクロチップ等による所有者明示措置の指導を強化します。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録鑑札等の装着を徹底させる取組を推進します。

【目標となる指標】

指標	基準値 (H24)	目標値 (H35)
犬の引取り数	375 頭	200 頭以下 (50%削減)
猫の引取り数	4,114 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
犬の殺処分数	1,355 頭	700 頭以下 (50%削減)
猫の殺処分数	4,030 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
動物飼育により迷惑を感じている人の割合*	60.7%	50%以下
犬猫の所有者明示の実施率**	35.6%	50%以上

※県民意識調査結果

◆ 飼主のいない猫対策について

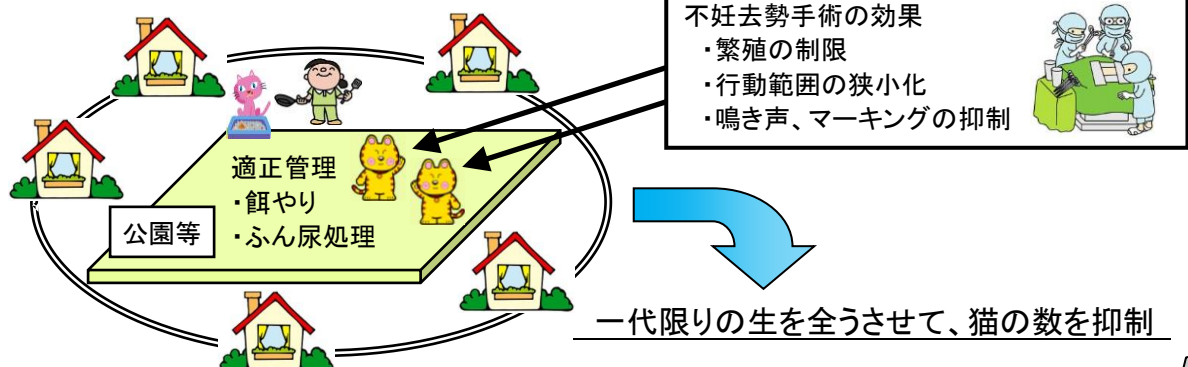
飼主のいない猫による地域内での様々なトラブルを、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」として捉え、地域住民が主体となり、ボランティアや行政が協働してトラブル解消を図る取組の一つに、「地域猫活動」というものがあります。

この取組は、地域住民と飼主のいない猫との共生を目指し、地域住民の認知と合意が得られている飼主のいない猫を「地域猫」として、地域のルールの下で適切に飼養管理していくものです。

この活動により、地域内での猫によるトラブルの解消が期待できます。また、繁殖制限措置を施して一代限りの生を全うさせることで、将来的に飼主のいない猫がいなくなることも期待できます。

活動に当たっては、特定の餌場や排泄場所を決め、餌やりや清掃を参加者で役割分担するとともに、地域猫には必ず繁殖制限措置を施し、適切に飼養管理していくことが大切です。

◆ 地域猫活動のイメージ



2 県民と動物の安全確保

動物による危害の防止に努めるとともに、動物由来感染症に関する積極的な情報の提供を通じ、県民及び飼養動物の感染症予防を図ります。
また、関係機関、関係団体と連携し、災害に備えた被災動物の救護体制を整備します。

(1) 動物による危害の防止

- 犬の係留を徹底し、市町等と連携して危害の未然防止を図ります。
- 咬傷事故を起こした犬の飼主に対し、適正飼養や再発防止の指導を徹底します。
- 特定動物の飼養施設に対し、定期的に立入検査を行い、法令遵守の徹底を図ります。

(2) 動物由来感染症対策の推進

- 動物ふれあい会や研修会において、動物由来感染症の予防対策を啓発します。
- 環境保健センターや医師会等が連携し、ペットの病原体保有状況等に関する情報を積極的に提供します。
- 動物取扱責任者研修等において、動物由来感染症の予防対策の徹底を図ります。
- 畜産部局と関係団体等が連携し、農家における家畜衛生対策の徹底を図ります。
- 国の狂犬病対応ガイドラインに基づき、「狂犬病対応マニュアル」を作成し、狂犬病の予防及び発生時の危機管理体制の整備を図ります。

(3) 災害時における対策

- 国のガイドライン等を参考とし、市町や獣医師会等と連携した被災動物の救護体制等を整備します。
- 災害時の動物救護等について、広域的な連携を図ります。
- 飼主に対し、災害時における同行避難の準備や所有者明示措置の実施を啓発します。
- 特定動物の飼養者等に対し、災害時に特定動物が逸走しないよう、逸走防止対策の徹底を指導します。

【目標となる指標】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (H35)
犬による咬傷事故件数	44 件	減らす
特定動物飼養施設に対する立入検査実施率 (年間)	85.1%	100%

3 動物の適正な取扱い

動物取扱業者に対し、法令遵守の徹底を図るとともに、研修などを通じて資質の向上を図ります。

また、関係団体等と連携し、産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底を図ります。

(1) 動物取扱業の適正化

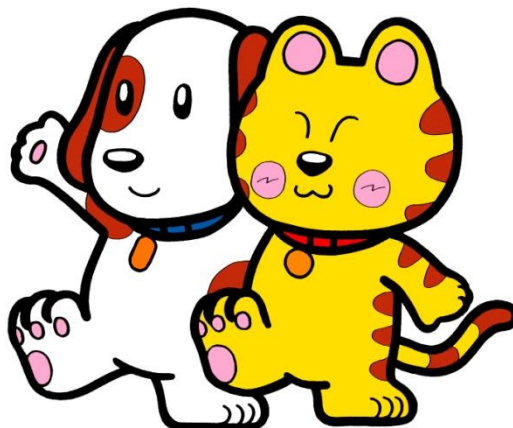
- 動物取扱業者に対し、定期的に立入検査を行い、新たな規制を含めた法令遵守の徹底を図ります。
- 動物取扱責任者研修の開催などにより、動物取扱業者の資質の向上を図ります。

(2) 産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導

- 飼養者等に対し、関係団体等と連携した産業動物及び実験動物に係る基準の周知徹底を図ります。

【目標となる指標】

指標	基準値 (H24)	目標値 (H35)
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率 (年間)	53.6%	100%



4 動物愛護管理の普及啓発

学校や福祉施設、関係団体等との連携や動物愛護推進員の活動により、地域における動物愛護や適正飼養についての普及啓発を推進します。

(1) 学校や福祉施設等と連携した取組の推進

- 学校や福祉施設等と連携し、動物愛護センターが開催するふれあい会等により、動物愛護や適正飼養についての普及啓発を推進します。

(2) 地域における活動の推進

- 地域における動物愛護管理に関する活動の中核的に担う動物愛護推進員の養成に取り組むとともに、研修等を通じた資質の向上や活動の充実を図ります。
- 関係機関や関係団体等と連携し、動物愛護や適正飼養についての普及啓発を推進します。

【目標となる指標】

指 標	基準値 (H24)	目標値 (H35)
動物愛護推進員委嘱数 (累計)	78 人	130 人以上



V 計画の進行管理・見直し

1 計画の進行管理

関係機関で構成する「動物愛護管理推進連絡会議」において、本計画に基づく施策の進捗状況を定期的に評価するとともに、課題の整理を行い、計画的に施策を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、県民の意識や実態を的確に把握し、取組内容等の点検を行った上で、施策の実施に役立てます。

2 計画の見直し

本計画は、社会情勢の変化に適時的確に対応するため、改定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途に見直しを行います。



参 考 资 料

目標となる指標一覧

指 標	基準値 (H24)	目標値 (H35)
犬の引取り数	375 頭	200 頭以下 (50%削減)
猫の引取り数	4,114 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
犬の殺処分数	1,355 頭	700 頭以下 (50%削減)
猫の殺処分数	4,030 匹	1,200 匹以下 (70%削減)
動物飼育により迷惑を感じている人の割合※	60.7%	50%以下
犬猫の所有者明示の実施率※	35.6%	50%以上
犬による咬傷事故件数	44 件	減らす
特定動物飼養施設に対する立入検査実施率（年間）	85.1%	100%
第一種動物取扱業者に対する立入検査実施率（年間）	53.6%	100%
動物愛護推進員委嘱数（累計）	78 人	130 人以上

※県民意識調査結果

改定の経緯

年 月 日	実 施 内 容 等
平成25年 10月29日	平成25年度動物愛護管理推進計画検討委員会第1回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県動物愛護管理推進計画の改定について ・ 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針について ・ 本県の動物愛護管理に関する現状と課題について ・ 山口県動物愛護管理推進計画（改定版）の方向性について
11月18日	平成25年度動物愛護管理推進計画検討委員会第2回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県動物愛護管理推進計画（改定版）骨子案について
平成26年 1月6日～ 2月5日	「山口県動物愛護管理推進計画（改定版）」骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）
2月28日	平成25年度動物愛護管理推進計画検討委員会第3回会議 <ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県動物愛護管理推進計画（改定版）最終案について

骨子案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の結果概要

1 県民意見募集の実施

(1) 募集期間

平成26年1月6日（月）～平成26年2月5日（水）

(2) 閲覧方法

- ① 県庁ホームページ
- ② 文書閲覧（県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター等）
- ③ 意見提出方法（郵送、FAX、電子メール）

2 提出意見の内容

193件の意見があり、その内容は次のとおりでした。

事項		件数
I	計画改定の趣旨に関すること	1
II	1 動物愛護管理法の改正に関すること	1
	3 動物愛護管理に関する本県の現状(全体)に関すること	2
	(2) 具体的施策の取組状況	
	適正飼養の推進に関すること	4
	動物の引取り数減少への取組に関すること	4
	動物による危害の防止に関すること	3
	地域活動の推進に関すること	1
III	改定の視点に関すること	1
IV	具体的施策の展開(全般)に関すること	1
	1 動物の適正飼養	
	犬猫の引取り数及び殺処分数の削減に関すること	66
	適正飼養についての周知徹底に関すること	30
	所有者明示措置の推進に関すること	19
	2 県民と動物の安全確保	
	動物による危害の防止に関すること	8
	動物由来感染症対策の推進に関すること	4
	災害時における対策に関すること	7
	3 動物の適正な取扱い	
	動物取扱業の適正化に関すること	13
	産業動物・実験動物の適正な取扱いの指導に関すること	5
	4 動物愛護管理の普及啓発	
	学校や福祉施設等と連携した取組の推進に関すること	6
	地域における活動の推進に関すること	11
V	計画の進行管理・見直しに関すること	2
	その他	4

平成24年度実態調査結果＜抜粋＞

1 調査概要

県では、動物の愛護と管理に関する県民の実態を把握するために、次の3種類の調査を実施しました。

(1) 県民意識調査

[調査設計]

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 調査対象 20歳以上の男女
- (3) 標本数 3,000
- (4) 調査時期 平成24年9月10日(月)～9月28日(金)

[回収結果]

- 有効回収数 1,602 (53.4%)

(2) e・アンケートモニター調査

[調査設計]

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 調査対象 平成24年度 e・アンケートモニター (120人)
〔県政の課題や取組に関するアンケートへの回答者として県が募集したモニター。県内在住の18歳以上の男女。〕
- (3) 標本数 120
- (4) 調査時期 平成25年1月16日(水)～1月30日(水)

[回収結果]

- 有効回収数 90 (75.0%)

(3) 小学校・幼稚園アンケート調査

[調査設計]

- (1) 調査地域 山口県全域
- (2) 調査対象 小学校、幼稚園
- (3) 標本数 495 (小学校313、幼稚園182)
- (4) 調査時期 平成25年5月30日(木)～6月21日(金)

[回収結果]

- 有効回収数 435 (小学校271、幼稚園164) (87.9%)

2 調査結果

設 問	回 答 数 (%)		
	県民意識調査	e・アンケートモニター調査	小学校・幼稚園調査
1 動物の飼育状況			
(1) 現在飼育している	500 (31.2%)	30 (33.3%)	327 (75.2%)
(2) 以前飼育していたがやめた	1046 (65.3%)	60 (66.7%)	60 (13.8%)
(3) 以前から飼育していない	—	—	48 (11.0%)
無回答	56 (3.5%)	—	—
回答者数	1602 (100%)	90 (100%)	435 (100%)
2 飼育している動物の種類			
(1) 犬	312 (62.4%)	19 (63.3%)	1 (0.3%)
(2) 猫	140 (28.0%)	5 (16.7%)	1 (0.3%)
(3) うさぎ	10 (2.0%)	2 (6.7%)	156 (47.7%)
(4) 鶏・チャボ類	—	—	34 (10.4%)
(5) アヒル	—	—	1 (0.3%)
(6) 小鳥類	21 (4.2%)	2 (6.7%)	19 (5.8%)
(7) ハムスター・リス	13 (2.6%)	1 (3.3%)	11 (3.4%)
(8) 爬虫類	12 (2.4%)	1 (3.3%)	88 (26.9%)
(9) 金魚等	75 (15.0%)	9 (30.0%)	224 (68.5%)
(10) 昆虫類	4 (0.8%)	—	76 (23.2%)
(11) その他	3 (0.6%)	—	17 (5.2%)
無回答	23 (4.6%)	—	—
回答者数	500 (100%)	30 (100%)	327 (100%)
3 飼犬、飼猫への所有者明示措置状況			
(1) 明示している	154 (35.6%)	6 (25.0%)	—
(2) 明示していない	269 (62.1%)	18 (75.0%)	—
無回答	10 (2.3%)	—	—
回答者数	433 (100%)	24 (100%)	—
4 飼犬、飼猫の不妊去勢手術実施状況			
(1) 手術している	207 (47.8%)	12 (50.0%)	—
(2) 手術していない	216 (49.9%)	12 (50.0%)	—
無回答	10 (2.3%)	—	—
回答者数	433 (100%)	24 (100%)	—
5 飼犬、飼猫に不妊去勢手術を実施しない理由			
(1) 面倒だから	4 (1.9%)	—	—
(2) 手術費用が高いから	15 (6.9%)	4 (33.3%)	—
(3) まだ子だから	11 (5.1%)	1 (8.3%)	—
(4) 子をませたいから	8 (3.7%)	1 (8.3%)	—
(5) かわいそうだから	15 (6.9%)	2 (16.7%)	—
(6) 他の方法(室内飼育等)で繁殖を防いでいるから	74 (34.3%)	4 (33.3%)	—
(7) 手術する必要がないと考えるから	64 (29.6%)	3 (25.0%)	—
(8) その他	12 (5.6%)	—	—
無回答	13 (6.0%)	—	—
回答者数	216 (100%)	12 (100%)	—
6 ペット動物飼育による迷惑を感じたこと			
(1) ある	972 (60.7%)	70 (77.7%)	—
(2) ない	498 (31.1%)	20 (22.2%)	—
無回答	132 (8.2%)	—	—
回答者数	1602 (100%)	90 (100%)	—

設 問	回 答 数 (%)		
	県民意識調査	e・アンケートモニター調査	小学校・幼稚園調査
7 ペット動物飼育により感じた迷惑の内容			
(1) 鳴き声がうるさい	403 (41.5%)	25 (35.7%)	—
(2) 悪臭がする	201 (20.7%)	13 (18.6%)	—
(3) 犬の放し飼い	194 (20.0%)	28 (40.0%)	—
(4) 犬のふんの放置等飼主のマナーが悪い	652 (67.1%)	45 (64.3%)	—
(5) 猫がやってきてふん尿をしていく	638 (65.6%)	44 (62.9%)	—
(6) 咬まれる等の危害を加えられるおそれ	143 (14.7%)	18 (25.7%)	—
(7) 寄生虫や動物由来感染症等をうつされる心配	178 (18.3%)	14 (20.0%)	—
(8) その他	70 (7.2%)	8 (11.4%)	—
無回答	4 (0.4%)	—	—
回答者数	972 (100%)	70 (100%)	—
8 飼犬、飼猫が飼えなくなった場合の措置			
(1) 新たな飼主をさがす	—	53 (57.8%)	—
(2) 動物愛護団体に連れていく	—	13 (14.4%)	—
(3) 市町や保健所などに引き取ってもらう	—	19 (21.1%)	—
(4) 自然の中に放しに行く	—	2 (2.2%)	—
(5) その他	—	4 (4.4%)	—
回答者数	—	90 (100%)	—
9 動物愛護管理推進のために行政に望むこと			
(1) 飼主の迷惑行為に対する規制・指導の強化	1030 (64.3%)	67 (74.4%)	—
(2) 動物取扱業者に対する規制・指導の強化	487 (30.4%)	44 (48.9%)	—
(3) 動物とのふれあい施設を増加	171 (10.7%)	19 (21.1%)	—
(4) 動物愛護や適正飼養の重要性の広報	551 (34.4%)	33 (36.7%)	—
(5) 動物愛護管理に関する行事の開催	157 (9.8%)	23 (25.6%)	—
(6) 動物愛護管理について教育の場で取り上げる	396 (24.7%)	27 (30.0%)	—
(7) 動物愛護管理の普及を進める団体等の活動支援	158 (9.9%)	13 (14.4%)	—
(8) 動物愛護管理に関する相談対応窓口の充実	328 (20.5%)	20 (22.2%)	—
(9) 動物愛護管理に関する民間専門家の養成	108 (6.7%)	9 (10.0%)	—
(10) その他	74 (4.6%)	1 (1.1%)	—
(11) わからない	51 (3.2%)	—	—
無回答	118 (7.4%)	—	—
回答者数	1602 (100%)	90 (100%)	—
10 動物愛護センターに取り組んでほしいこと			
(1) 譲渡会の充実	—	30 (33.3%)	29 (6.7%)
(2) 里親探し支援の充実	—	51 (56.7%)	47 (10.8%)
(3) 講演会などによる啓発	—	—	57 (13.1%)
(4) しつけ方教室などの適正飼養の啓発の充実	—	59 (65.6%)	91 (20.9%)
(5) 図書、学習資材などの充実	—	7 (7.8%)	108 (24.8%)
(6) 動物愛護イベントの充実	—	26 (28.9%)	122 (28.0%)
(7) インターネットの活用など情報発信の充実	—	15 (16.7%)	126 (29.0%)
(8) 動物ふれあい会の充実	—	20 (22.2%)	210 (48.3%)
(9) 学校や幼稚園等と連携した動物愛護教育の充実	—	26 (28.9%)	214 (49.2%)
(10) その他	—	3 (3.3%)	14 (3.2%)
回答者数	—	90 (100%)	435 (100%)
11 野良猫への餌やりについてどう考えるか			
(1) かわいそうなので与えてもよい	—	3 (3.3%)	—
(2) 無責任な餌やりはやめた方がよい	—	57 (63.3%)	—
(3) 生活環境を害するので与えない方がよい	—	29 (32.2%)	—
(4) その他	—	1 (1.1%)	—
回答者数	—	90 (100%)	—
12 動物取扱業者からの被害・トラブルの事例			
(1) ある	—	5 (5.6%)	—
(2) ない	—	85 (94.4%)	—
回答者数	—	90 (100%)	—

動物の愛護及び管理に関する法律〈抜粋〉

昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号

(最終改正：平成 25 年 6 月 12 日法律第 38 号)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本指針等（第五条・第六条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則（第七条—第九条）

第二節 第一種動物取扱業者（第十条—第二十四条）

第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二—第二十四条の四）

第四節 周辺的生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十六条—第三十三条）

第六節 動物愛護担当職員（第三十四条）

第四章 都道府県等の措置等（第三十五条—第三十九条）

第五章 雑則（第四十条—第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

（基本原則）

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

（普及啓発）

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

（動物愛護週間）

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

（基本指針）

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
 - 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
 - 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画（以下「動物愛護管理推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。
 - 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
 - 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
 - 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項
- 3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。
- 4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かななければならない。
- 5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

- 2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物(哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。)の取扱業(動物の販売(その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。)、保管、貸出し、訓練、展示(動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。))その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで(第二十五条第四項を除く。))において同じ。)の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

二 事業所の名称及び所在地

三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者(第二十二条第一項に規定する者をいう。)の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別(販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。)並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設(以下この節及び次節において「飼養施設」という。)を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業(犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。))の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等(繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。)の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画(以下「犬猫等健康安全計画」という。))

(登録の実施)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、

規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあっては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - 二 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
 - 三 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分の日から二年を経過しないもの
 - 四 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - 五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 六 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第五号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は第六十三条第五号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第八十四条第一項第五号（同法第二十条第一項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第二十三条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第二十六条第六項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第二十七条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第八十六条第一号（同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第八十八条（同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第三十二条第一号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第五号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第三十三条第一号（同法第八条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第三十六条（同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の更新）

- 第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。
 - 3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（変更の届出）

- 第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

（第一種動物取扱業者登録簿の閲覧）

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

（廃業等の届出）

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
 - 五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員
- 2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失つたとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

（標識の掲示）

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（登録の取消し等）

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
- 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
- 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
- 五 第十二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（環境省令への委任）

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

（基準遵守義務）

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。

3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二条の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
 - 二 当該期間中に新たに所有するに至った犬猫等の種類ごとの数
 - 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
 - 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
 - 五 その他環境省令で定める事項
- 3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

- 第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。
- 2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
 - 3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

- 第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
 - 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

- 第二十四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 飼養施設の所在地
 - 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
 - 四 主として取り扱う動物の種類及び数
 - 五 飼養施設の構造及び規模
 - 六 飼養施設の管理の方法
 - 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

- 第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道

府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。
- 4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 - 二 特定動物の種類及び数
 - 三 飼養又は保管の目的
 - 四 特定飼養施設の所在地
 - 五 特定飼養施設の構造及び規模
 - 六 特定動物の飼養又は保管の方法
 - 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
 - 八 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第四十一条の四において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

（犬及び猫の引取り）

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。

6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。

7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。

8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

（負傷動物等の発見者の通報措置）

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を収容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を収容する場合に準用する。

（犬及び猫の繁殖制限）

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

（動物愛護推進員）

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。
- 三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。
- 四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする事。
- 五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行っている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

(表彰)

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第三項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行った者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

- 一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いばと及びあひる
- 二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者
- 二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者
- 三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者
- 三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者
- 四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者
- 三 第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- 四 第二十四条の四において読み替えて準用する第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑
- 二 第四十四条又は前三条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第二十二条の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

（※附則の記載は省略）

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針

平成 18 年環境省告示第 140 号

(最終改正：平成 25 年環境省告示第 80 号)

第 1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

第 2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

- (1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進
- (2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ
- (3) 関係者間の協働関係の構築
- (4) 施策の実行を支える基盤の整備

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

2 計画期間

3 対象地域

4 計画の記載項目

5 策定及び実行

- (1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保
- (2) 関係地方公共団体との協議
- (3) 計画の公表等
- (4) 実施計画の作成
- (5) 点検及び見直し

第 4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

第1 動物の愛護及び管理の基本的考え方

(動物の愛護)

動物の愛護の基本は、人においてその命が大切なように、動物の命についてもその尊厳を守るということにある。動物の愛護とは、動物をみだりに殺し、傷つけ又は苦しめることのないよう取り扱うことや、その習性を考慮して適正に取り扱うようにすることのみにとどまるものではない。人と動物とは生命的に連続した存在であるとする科学的な知見や生きとし生けるものを大切にすることを踏まえ、動物の命に対して感謝及び畏敬の念を抱くとともに、この気持ちを命あるものである動物の取扱いに反映させることが欠かせないものである。

人は、他の生物を利用し、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在である。このため、動物の利用又は殺処分を疎んずるのではなく、自然の摂理や社会の条理として直視し、厳粛に受け止めることが現実には必要である。しかし、人を動物に対する圧倒的な優位者としてとらえて、動物の命を軽視したり、動物をみだりに利用したりすることは誤りである。命あるものである動物に対してやさしい眼差しを向けることができるような態度なくして、社会における生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養を図ることは困難である。

(動物の管理)

人と動物が共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。

このような動物による侵害を引き起こさないように適切に管理するためには、動物の係留、屋内での飼養、みだりな繁殖の防止等の措置を講じる等により、動物の行動等に一定程度の制約を課すことが必要となる場合がある。また、所有者がいない動物に対する恣意的な餌やり等の行為のように、その行為がもたらす結果についての管理が適切に行われない場合には、動物による害の増加やみだりな繁殖等、動物の愛護及び管理上好ましくない事態を引き起こす場合があることについても十分に留意する必要がある。

ペットが伴侶動物（コンパニオンアニマル）として生活に欠かせない存在となりつつある一方、動物が人と一緒に生活する存在として社会に受け入れられるためには、人と動物の関わりについても十分に考慮した上で、その飼養及び保管（以下「飼養等」という。）を適切に行うことが求められる。動物の所有者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、自分が第三者に対する加害者になり得ることについての認識がややもすると希薄な傾向にあるが、すべての所有者等は加害者になり得るとともに、すべての人が被害者になり得るものであるという認識の下に、所有者等は、動物を所有し、又は占有する者としての社会的責任を十分に自覚して、動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を引き起こさないように努めなければならない。

(合意形成)

国民が動物に対して抱く意識及び感情は、千差万別である。例えば、家庭動物等の不妊去勢措置、猫の屋内飼養、動物実験、畜産等における動物の資源利用、様々な動物を食材として利用する食習慣、狩猟等の動物の捕獲行為、動物を利用した祭礼儀式、外来生物の駆除、動物の個体数の調整、安楽殺処分等については、これらの行為が正当な理由をもって適切に行われるものである限り、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）やその精神に抵触するものではないが、現実には、これらの行為に対する賛否両論が国内外において見受けられる。

このように、個々人における動物の愛護及び管理の考え方は、いつの時代にあっても多様であり続けるものであり、また、多様であって然るべきものであろう。しかし、万人に共通して適用されるべき社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方は、国民全体の総意に基づき形成されるべき普遍性及び客観性の高いものでなければならない。また、動物愛護の精神を広く普及し、我々の身についた習いとして定着させるためには、我が国の風土や社会の実情を踏まえた動物の愛護及び管理の考え方を、国民的な合意の下に形成していくことが必要である。

第2 今後の施策展開の方向

1 基本的視点

(1) 国民的な動物の愛護及び管理に関する取組の推進

動物の適切な愛護及び管理は、国民の間における共通した理解の形成がなくては進み難いものである。動物の愛護及び管理に関する活動は、古い歴史を有し、多くの貢献をしてきたが、国民共通の理解の形成までには至っていない。平成24年の動物愛護管理法の改正により、人と動物の共生する社会の実現を図ること、動物の所有者の責務として終生飼養等が明記されたこと等も踏まえ、今後とも、多くの国民の共感を呼び、幅広い層に対して自主的な参加を促すことができる施策を、学校、地域、家庭等において展開する必要がある。

(2) 長期的視点からの総合的・体系的アプローチ

動物の愛護及び管理に関する施策の対象となる動物は、家庭動物のみならず、展示動物、実験動物、産業動物、危険な動物（特定動物）等であり、人の占有に係る動物が幅広く対象とされている。その施策の分野も、普及啓発、飼養保管、感染症予防、流通、調査研究等、広範囲にわたっており、様々な実施主体によって、それぞれに関係法令等に基づく施策が進められている。一方、動物の愛護及び管理に関する問題は、国民のライフスタイルや価値観等の在り方に深く関わるものであるという性質を有しており、施策の効果や結果がすぐには現れないものが多い。このようなことから、動物の愛護及び管理に関する施策を着実に進めていくためには、長期的視点から総合的かつ体系的に各種施策が取り込まれるようにしていく必要がある。

(3) 関係者間の協働関係の構築

動物愛護管理法の施行に関する事務の多くは、都道府県、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市（以下「中核市」という。）の所掌するところとなっているが、その事務を円滑かつ効果的に進めるためには、都道府県、指定都市及び中核市にとどまらないすべての地方公共団体の関与の下に、動物の愛護及び管理に関係している者の積極的な協力を幅広く得ながら、その施策の展開を図っていくことが肝要である。このためには、国、地方公共団体等の行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等の適切な役割分担の下に、動物の愛護及び管理に関する関係者のネットワークが国及び地域のレベルにおいて重層的に作られていくようにする必要がある。また、関係者間相互の共通認識の形成がしやすくなるように、施策の目標及びその目標達成のための手段等については、できる限り定量的かつ客観的な内容を備えたものとするのが重要である。

(4) 施策の実行を支える基盤の整備

動物の愛護及び管理に関する施策の推進を図るためには、これを支える基盤の整備が重要である。このため、国及び地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、動物愛護推進員等の委嘱の推進、動物愛護団体、業界団体等の育成支援及び基幹的な拠点としての動物愛護管理施設等の拡充並びに調査研究の推進等による動物の愛護及び管理についての知見の拡充等を進めることにより、施策の実施体制のより一層の強化を図る必要がある。

2 施策別の取組

施策別の取組は次のとおりである。関係機関等は、これらの施策について、平成 35 年度までにその実施が図られるように努めるものとする。

(1) 普及啓発

① 現状と課題

動物の愛護及び管理を推進するためには、広く国民が、終生飼養の責務、動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つことが重要である。このため、国、地方公共団体等によって、動物の愛護及び管理の普及啓発事業が行われてきており、徐々に浸透しつつあるが、まだ十分ではなく、動物の愛護及び管理の意義等に関する国民の理解を更に推進する必要がある。また、生命尊重、友愛等の情操の涵養の観点から、特に子どもが心豊かに育つ上で、動物との触れ合いや家庭動物等の適正な飼養の経験が重要であることが指摘されており、適正な方法による機会の確保が求められている。このような現状において、国及び地方公共団体、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、学術研究団体、調査研究機関等を始めとした関係者の連携協力の下に、様々な機会をとらえて教育活動や広報活動等に取り組むことが求められている。

② 講ずべき施策

ア 国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。

イ 動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

① 現状と課題

適正飼養を推進するためには、飼い主に対する教育が重要であり、国、地方公共団体等によって、そのための様々な取組が行われてきているが、依然として安易な購入と飼養放棄、遺棄、虐待等の問題が一部において発生している。こうした問題を踏まえ、平成 24 年の動物愛護管理法改正により、所有者等の責務として終生飼養や適正な繁殖に係る努力義務が明文化された。

また、都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数は、平成 16 年度の年間約 42 万

頭から平成 23 年度は年間約 22 万頭と大幅に減少したが、殺処分率は約 94% (平成 16 年度) から約 79% (平成 23 年度) への減少となっており、殺処分率の減少に向けた更なる取組が必要である。なお、地方公共団体によっては、早くから引取り数を減少させる取組や返還・譲渡を推進してきたことにより、平成 23 年度には平成 16 年度比で引取り数の半減や殺処分率の減少等を達成した地方公共団体もあることを踏まえ、それぞれの実情に応じた取組を検討する必要がある。

② 講ずべき施策

ア みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようにすること等により、平成 35 年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成 16 年度比 75% 減となる概ね 10 万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。

イ 動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

① 現状と課題

動物の不適切な飼養により、動物による危害及び多数の動物の飼養等に起因し周辺的生活環境が損なわれる事態等の迷惑問題が発生しており、地方公共団体等に寄せられる苦情等も依然として多い状況にある。動物による危害及び迷惑問題は、所有者等とその近隣住民等との間で感情的対立を誘発しやすいなどの性格を有していることもあるため、行政主導による合意形成を踏まえたルール作り又はルール作りに対する更なる支援等が期待されている。

また、許可を受けて飼養されていた特定動物による人の殺傷事案が発生しており、より厳格な法令遵守が求められている。

② 講ずべき施策

ア 住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。

イ 特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけでなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。

ウ 特定動物に関連する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

① 現状と課題

犬又は猫に関する所有者の明示（個体識別）（以下「所有明示」という。）の実施率は、平成 22 年度の世論調査では、犬が約 36%、猫が約 20%にとどまっていた。動物の所有者が、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置を講ずることは、動物の盗難及び迷子の発生防止に資するとともに、迷子になった動物や非常災害時に逸走した動物の所有者の発見を容易にし、所有者責任の所在の明確化による所有者の意識の向上等を通じて、動物の遺棄及び逸走の未然防止に寄与するものである。このような所有明示措置の意義及び役割等についての国民の理解を深めるとともに、各種識別器具の普及環境の整備等を推進すること等により、所有明示の実施率の更なる向上を図る必要がある。

② 講ずべき施策

ア 所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップの普及を推進すること。

イ 国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、マイクロチップリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、マイクロチップの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。

(5) 動物取扱業の適正化

① 現状と課題

飼養管理が不適切な繁殖業者が依然として見られるなど、動物取扱業者による不適正飼養の実態があることから、動物取扱業の適正化に対する国民の要望も高く、平成 24 年の動物愛護管理法改正では動物取扱業者に対する規制が強化された。平成 18 年 6 月に施行された登録制度の遵守に加え、平成 24 年改正の趣旨を踏まえて、動物取扱業のより一層の適正化を図るため、新たな制度の着実な運用を図る必要がある。

② 講ずべき施策

ア 登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し・展示の禁止、現物確認・対面説明義務、第二種動物取扱業者の届出制度等、新たな規制の着実な運用を図ること。

イ 優良な動物取扱業者の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。

ウ 国は、地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

① 現状と課題

実験動物の飼養等については、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成 18 年 4 月環境省告示第 88 号。以下「実験動物の飼養保管等基準」という。）に基づき、自主管理を基本としてその適正化を図る仕組みとなっているが、本基準の遵守指導等を円滑に行うための体制整備が十分にされていない施設が一部にある。動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために必要不可欠なものであるが、その飼養及び科学上の利用に当たっては、動物が命あるものであることにかんがみ、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、国際的にも普及し、定着している実験動物の取扱いの基本的考え方である「3Rの原則」（代替法の活用：Replacement、使用数の削減：Reduction、苦痛の軽減：Refinement）を踏まえた適切な措置を講じること等が必要とされている。

② 講ずべき施策

ア 関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようにするとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。

イ 国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

① 現状と課題

動物の愛護及び管理の観点に配慮した産業動物の適正な取扱いについて、環境省が平成 24 年に実施した一般市民を対象としたアンケートでは、アニマルウェルフェアの認知度は 2 割以下に留まっている。また、国際獣疫事務局（OIE）では、現在、畜種ごとの飼養基準について検討が行われているところである。このような国際的な動向、関係法令等との整合性、我が国の実情等を踏まえ、我が国では各畜種について、民間の取組により「アニマルウェルフェアの考え方に対応した家畜の飼養管理指針」が既に作成されているところであり、その普及啓発を進めていく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。

イ 産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。

ウ 災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。

(8) 災害時対策

① 現状と課題

地震等の緊急災害時においては、動物を所有又は占有する被災者等の心の安らぎの確保、被災動物の救護及び動物による人への危害防止等の観点から、被災地に残された動物の収容及び餌の確保、特定動物の逸走防止及び捕獲等の措置が、地域住民、国や地方公共団体、獣医師会、動物愛護団体等によって行われてきているが、東日本大震災等の緊急災害時には、一部で関係機関等の連携が十分でない事例が見られた。今後は、これらの措置が、関係機関等の連携協力の下に迅速・安全かつ適切に行われるようにするため、地域性・災害の種類に応じた準備体制を平素から確保しておく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難及び避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。

イ 動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。

ウ 災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。

(9) 人材育成

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する施策の対象は、広範かつ多岐にわたっており、施策の実施に当たっては相当の知識や技術が必要であることから、地方公共団体は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する動物愛護担当職員を置くことができるとされている。

また、動物の愛護及び管理に関する施策の中には民間の有識者等による対応を求めることによって、行政の限界を超えて地域に根付いた形で動物の愛護及び管理が広がっていくことが期待される課題もある。しかし、例えば都道府県知事、指定都市及び中核市の長により委嘱された動物愛護推進員等の人数は、平成 15 年度末には、98 地方公共団体中 21 地方公共団体、約 1400 人であったところ、平成 23 年度末には、108 地方公共団体中 60 地方公共団体、約 2900 人へ増加したが、民間の有識者等に対して協力を求めることができるような体制の整備はまだ十分とはいえない状況にある。このため、動物愛護推進員等の人材の育成等を更に積極的に推進していく必要がある。

② 講ずべき施策

ア 国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。

イ 関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること。

ウ 適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。

(10) 調査研究の推進

① 現状と課題

動物の愛護及び管理に関する調査研究は、関係する分野が多岐にわたり、かつ応用的であるといった特徴を有していることから関係学会等は広範にわたっており、その知見等が体系的に整理されているとはいえない状況にある。多くの国民の共感を呼び、自主的な参加を幅広く促すことができる動物の愛護及び管理に関する施策を進めるためには、科学的な知見等に基づいた施策の展開も重要であることから、動物の愛護及び管理に関する国内外の事例・実態に関する調査研究を推進する必要がある。また、海外での研究や知見の蓄積を活かしつつ、国内における犬猫等の流通及び飼養実態を踏まえた科学的知見を充実させる必要がある。

② 講ずべき施策

ア 国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。

イ 国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

ウ 関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的事例等に係る情報収集を行うこと。

第 3 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項

1 計画策定の目的

動物愛護管理推進計画（以下「計画」という。）は、基本指針に即して、地域の実情を踏まえ、動物の愛護及び管理に関する行政の基本的方向性及び中長期的な目標を明確化するとともに、当該目標達成のための手段及び実施主体の設定等を行うことにより、計画的かつ統一的に施策を遂行すること等を目的として策定するものとする。

2 計画期間

基本指針との体系的な整合性を確保するため、計画期間は、原則として平成 26 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 10 年間とする。

3 対象地域

対象地域は、当該都道府県の区域とする。

4 計画の記載項目

計画の記載項目については、動物愛護管理法第 6 条第 2 項に、動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針、動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、災害時における動

物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項、動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備（国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。）に関する事項及びその他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項と規定されているところであるが、これらを踏まえ、地域の事情に応じ、記載事項の追加及びそれらの構成の在り方等について、必要に応じて検討するものとする。

5 策定及び実行

(1) 多様な意見の集約及び合意形成の確保

計画の策定に当たっては、多様な意見、情報及び専門的知識を把握するとともに、それらを必要に応じて計画に反映させるために、学識経験者、関係行政機関、獣医師会、業界団体、動物愛護団体、動物の所有者等の団体、地域住民、研究機関等からなる検討会を設置するなどして、計画の策定及び点検等を行うよう努めるものとする。また、計画の策定過程等の透明性の向上及び計画内容についての合意形成等を図るために、必要に応じてパブリック・コメント等を行うものとする。

(2) 関係地方公共団体との協議

動物愛護管理行政の推進には、都道府県が主要な役割を果たしているが、指定都市においては動物取扱業の登録及び特定動物の飼養許可に関する事務等、中核市においては犬又は猫の引取りの事務等を実施している。また、動物の愛護及び管理の普及啓発、地域住民に対する直接的な指導等では、すべての市区町村においてその役割が期待される場合もある。このため、より計画の実効性を高めるために、計画を策定し又は変更しようとするときは、あらかじめ関係市区町村の意見を聴くものとする。なお、一の都道府県の区域を越えて発生している問題等があり、広域的な視点からの対応が必要と考えられる場合は、必要に応じ、国は技術的助言を行うこと等により、関係都道府県等との連絡調整等を円滑に行うことができるよう努めるものとする。

(3) 計画の公表等

計画が策定された後は、速やかに公報等により公表するとともに、環境大臣に連絡するものとする。

(4) 実施計画の作成

必要に応じて、動物の愛護及び管理に関する施策に係る年間実施計画等を策定し、多様な主体の参加を広く得ながら、計画の推進を図るよう努めるものとする。

(5) 点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年、計画の達成状況を点検し、施策に反映させるものとする。また、基本指針の改定等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとする。

第4 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

動物の愛護及び管理に関する行政の着実な推進を図るため、毎年度、基本指針の達成状況を点検し、その結果を施策に反映させることとする。なお、点検結果については、その概要を公表するものとする。

また、状況の変化に適時的確に対応するため、策定後概ね5年目に当たる平成30年度を目途として、その見直しを行うこととする。

その他関係法令等

法令等名	法令番号等
動物の愛護及び管理に関する法律施行令	昭和 50 年 4 月 7 日政令第 107 号 最終改正:平成 25 年 8 月 2 日政令第 232 号
動物の愛護及び管理に関する法律施行規則	平成 18 年 1 月 20 日環境省令第 1 号 最終改正:平成 25 年 8 月 28 日環境省令第 19 号
第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 20 号 最終改正:平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 44 号
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目	平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 47 号
特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 21 号 最終改正:平成 25 年 4 月 25 日環境省告示第 45 号
特定動物の飼養又は保管の方法の細目	平成 18 年 1 月 20 日環境省告示第 22 号 最終改正:平成 26 年 1 月 21 日環境省告示第 10 号
動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について	平成 18 年環境省告示第 23 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 81 号
家庭動物等の飼養及び保管に関する基準	平成 14 年環境省告示第 37 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 82 号
展示動物の飼養及び保管に関する基準	平成 16 年環境省告示第 33 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 83 号
実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準	平成 18 年環境省告示第 88 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 84 号
産業動物の飼養及び保管に関する基準	昭和 62 年総理府告示第 22 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 85 号
犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について	平成 18 年環境省告示第 26 号 最終改正:平成 25 年環境省告示第 86 号

山口県内市町における「ふん害等防止条例」の概要

市町名	条例名	目的(趣旨)	内容
下関市	下関市環境美化条例 平成17年2月13日公布 平成17年2月13日施行 (平成20年4月1日改正)	この条例は、ポイ捨て、落書き及び路上喫煙の防止について必要な事項を定めることにより、地域の環境美化の促進及び安全で快適な都市空間の形成を図り、もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬の排せつしたふんの放置の禁止 ・飼い犬を散歩させる場合は、ふんを持ち帰るための用具を携帯すること。
宇部市	宇部市空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関する条例 平成24年6月26日公布 平成24年10月1日施行	宇部市における空き缶等のポイ捨て、飼い犬等のふん害及び落書きの防止並びに公共の場所における喫煙のマナーの向上に関し必要な事項を定め、市、市民等、事業者及び占有者等が協働して地域の環境美化の推進等を図ることにより、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・飼い犬等のふんの放置又は投棄することの禁止 ・飼い犬等の適正な飼養の責務
山口市	山口市の生活環境の保全に関する条例 平成17年10月1日公布 平成17年10月1日施行	山口市環境基本条例に掲げる基本理念にのっとり、市民が健康な心身を保持し、安全かつ快適な生活を営むことができる生活環境の確保に必要な事項を定め、もって健康で文化的な生活の実現に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・動物の所有者及び占有者の責務 ・動物の販売に際しての説明義務 ・犬の飼養者の遵守事項 ・猫の飼養者の遵守事項 ・勧告及び命令
防府市	防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の防止について、必要な事項を定めることにより、市、事業者、市民等及び占有者等が一体となって地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責務 ・飼い主の責務 ・禁止行為 ・勧告 ・公表
下松市	下松市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成9年12月18日公布 平成10年4月1日施行	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害防止のための犬の飼い主の遵守事項
岩国市	岩国市良好な生活環境確保のための迷惑行為防止に関する条例 平成21年12月24日公布 平成22年4月1日施行 (第21条の規定は平成22年7月1日施行)	空き缶等のポイ捨てをはじめとした迷惑行為の防止について必要な事項を定め、市民等、事業者、占有者等及び市の責務を明らかにし一体となって環境美化意識の向上を図るとともに、思いやりのある行動を促し、もって市民の良好な生活環境を確保することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の飼い主によるふんの放置若しくは投棄の防止に関する啓発 ・市民の協力 ・飼い主の遵守事項 ・要請及び命令

市町名	条例名	目的(趣旨)	内容
光市	光市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成16年10月4日公布 平成16年10月4日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止
長門市	長門市ポイ捨て等防止条例 平成17年7月11日公布 平成17年7月11日施行	市、市民、事業者及び土地又は建物の所有者が協力して、空き缶、空き瓶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみ散乱や犬のふんの放置をなくし、きれいで美しいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・市の責任 ・市民の義務 ・意識の啓発等
柳井市	柳井市をきれいにする条例 平成17年6月30日公布 平成17年6月30日施行	柳井市の良好な生活環境を保全し、市民の誇れる清潔で美しいまちづくりを図ることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬等の遺棄及びふんの放置の禁止 ・市民等に対する勧告 ・命令 ・公表
美祢市	美祢市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成20年3月21日公布 平成20年3月21日施行	市民等、事業者、占有者及び市が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止 ・命令 ・公表
周南市	周南市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成15年4月21日公布 平成15年4月21日施行 (平成23年3月28日一部改正)	市民等、事業者、占有者等及び市が一体となって、空き缶等のポイ捨てを防止し、地域における環境美化の促進を図り、清潔で美しいまちづくりを目指すことを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い犬のふん害防止 ・命令 ・公表
山陽小野田市	山陽小野田市空き缶等のポイ捨て禁止条例 平成17年3月22日公布 平成17年3月22日施行	市、市民等、事業者及び占有者等が一体となって空き缶等のポイ捨てを防止することにより、地域における環境美化の促進を図り、もって清潔なまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼犬のふん害防止 ・勧告 ・命令 ・公表
周防大島町	サザンセト周防大島町をきれいにする条例 平成16年10月1日公布 平成16年10月1日施行	町民等、事業者、占有者及び町が一体となって、地域における環境美化の促進を図り、きれいな町をつくることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・飼い主のふん害防止
和木町	和木町環境美化条例 平成13年3月23日公布 平成13年4月1日施行 (平成19年4月1日一部改正)	粗大ごみ等の投棄及び空き缶等のポイ捨て並びに飼い犬のふんの放置等の防止について必要な事項を定めることにより、町民等、事業者、占有者等及び町が一体となって、環境の美化を図り、清潔で美しいまちづくりに資することを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・町の責務 ・町民等の責務 ・禁止行為 ・命令

市町名	条例名	目的(趣旨)	内容
田布施町	美しいまちづくり推進条例 平成13年12月26日公布 平成14年4月1日施行	この条例は、美しくて魅力のある景観及び環境をつくること、本町の定住条件を高め、また、まちを発展させる原動力になることから、まちづくり行政に携わる者と町民及び民間企業の関係者が互いに協力しあって美しいまち田布施をつくることを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・散歩中の犬のふん便の始末 ・立入検査、改善要請 ・改善勧告又は命令 ・公表
平生町	快適な環境づくり推進条例 平成15年3月28日公布 平成15年4月1日施行	町民等、事業者、土地占有者等及び町が一体となって、地域における快適な環境を創造し、清潔で美しく魅力のあるまちづくりを目的とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ふん害等防止に関する意識高揚等 ・犬の飼い主の責務 ・指導、要請 ・勧告 ・公表

住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン〈抜粋〉 (平成22年2月 環境省発行)

1. 飼い主のいない猫の現状

全国の自治体で約20万頭の猫が収容され、その多くが殺処分されています。また殺処分される猫のほとんどは、不妊去勢手術をされていないために生まれた、生まれて間もない子猫です。

飼い主のいない猫も地域住民で適切な管理を行えば、猫による様々な被害を減らしていくことが可能となります。また、時間はかかりますが、猫の数を減らすことに成功した事例もあります。

そのためには、地域住民の合意のもと、それぞれの地域の実情に合わせたルールづくりが必要です。

※地域猫とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

その地域にあった方法で、飼育管理者を明確にし、飼育する対象の猫を把握するとともに、フードやふん尿の管理、不妊去勢手術の徹底、周辺美化など地域のルールに基づいて適切に飼育管理し、これ以上数を増やさず、一代限りの生を全うさせる猫を指します。

2. 地域猫活動

地域猫活動は地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくことを目的としています。ただし、実際に数を減らしていくためには、複数年の時間を必要としますので、当面は、これ以上猫を増やさない、餌やりによる迷惑を防止するなどを目指しています。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」としてとらえ、地域計画として考えていく必要があります。

地域猫は野良猫とは異なります。フード、水やりの場所は決められ、排泄物の処理や周辺の清掃なども行われます。不妊去勢手術が行われることで数が増えることが抑えられます。

地域住民は猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解しなければなりません。

同時にこれ以上飼い主のいない猫を増やさないために、飼い猫を捨てることは犯罪になることを周知し、捨て猫の防止を徹底していく必要があります。

いくつかの自治体では、飼い主のいない猫に関するガイドラインが作成されています。

3. 地域猫活動の実際

(1) それぞれの役割

● 地域猫の世話をする人（活動の主体）

飼い主のいない猫対策に取り組む主体になります。

地域住民のボランティアを中心に、趣旨に賛同したその他の地域住民や地域猫活動に経験を持つボランティア団体などとともに活動を行います。

代表者を決め、グループ、集団で役割分担しながら活動します。

● 行政

地域猫活動の普及啓発をはかります。

地域の対策に沿って必要な支援を行います。

具体的には、活動資金の助成、住民や関係者の連絡調整、ボランティア団体と連携したノウハウの提供、活動グループのネットワーク化、ガイドラインの普及、適正飼育の指導などがあります。

● ボランティア団体

経験があるボランティア団体などに地域住民の相談に応じてもらったり、活動に参入してもらうと効果的な場合があります。

(2) 地域の合意

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、自治会としての合意は重要です。地域猫活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、猫が苦手な方、猫の管理に反対な方も含めてください。

事前に各関係者が集まり現状を確認した上で、活動を行うかを検討し、意思の統一を確認した上で活動を始めることが必要です。

(3) 活動のルール作り

参加者で役割分担、ローテーション、日程を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。

代表者を決め、トラブル・問題が発生した場合は対処します。代表者の連絡先などは明確にしておきます。苦情や意見は真摯に受け止め、記録として残しておくことで役に立ちます。

地域猫活動を行うことが決まったら、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり説明会を開きます。

(4) エサやり

エサやり場は地域住民の迷惑がかからない場所に固定します。

エサは決められた時間に与え、それ以外は与えないようにしましょう。量は猫が食べきれただけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃をしましょう。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがきたり、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

エサや水は健康維持を考えて十分配慮してください。残飯を与えた場合には、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどを漁ってしまう場合もあるので、キャットフードを与えます。

(5) トイレの設置

周辺住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。排泄場所は常に清潔に保ち、排泄物は速やかに片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。

(6) 不妊去勢手術

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前（生後6ヶ月頃）に、オス、メスともに行うことが望めます。飼い主のいない猫の寿命は4～5年とされています。このため、地域の全ての飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行えば、不幸な子猫の繁殖が防げ、だんだんと数が減っていくことになります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やマーキングなども抑えられます。

飼い主のいない猫の不妊去勢手術は、猫の捕獲が予定どおりいかないことや院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておく必要があります。

捕獲は1回で完了しないため、不妊去勢手術した猫と、未実施の猫の識別をする必要があります。識別する方法としては、V字カット、耳ピアス（ビーズ）、マイクロチップなどがあります。

(7) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。

世話をしている猫には首輪、名札などの目印をつけ、他の猫とは区別します。

感染症予防のため健康状態を把握し、異常を見つけた場合は、活動の代表者や獣医師に報告するなどの処置をします。

繁殖制限を受けていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

(8) 猫の譲渡（飼い猫化していくために）

地域猫から飼い猫になった例もあります。

捕獲した猫を新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

譲渡を目的とする捕獲は、原則的に、猫に無用な警戒心を与えないために捕獲器の使用は控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼育・適正飼育のために本ガイドラインを紹介して、適正飼育に関する情報提供を行います。

山口県における動物由来感染症予防体制整備事業結果（平成12～25年度）

【病原体等保有状況調査結果】

病原体名(感染症名)	検体	検査方法	実施年度	陽性/検査件数	検出の有無
腸管出血性大腸菌 (腸管出血性大腸菌感染症)	イヌ(便)	細菌培養・ベロ毒素遺伝子検出	H12～13	0/353	無
	ネコ(便)			0/154	無
	ウシ(口腔)		H18～21	24/200 (VT遺伝子) 42/150	有(12.0%) 有(28.0%)
	ウシ(体表)			0/50 (平成18年度のみ)	無
	ふれあい動物(便)		H25	0/19	無
	ふれあい動物(口腔)			0/19	無
エルシニア属菌 (エルシニア感染症)	イヌ(便)	細菌培養	H12～13	2/353	有(0.6%)
	ネコ(便)			0/154	無
	げっ歯類等(便)		H24～25	5/100	有(5.0%)
	鳥類(便)		H25	2/50	有(4.0%)
サルモネラ属菌 (サルモネラ感染症)	イヌ(便)	細菌培養、薬剤感受性試験(爬虫類のみ)	H12～13	1/353	有(0.3%)
	ネコ(便)			0/154	無
	爬虫類(便・飼育水)		H20～22	70/139	有(50.4%)
	鳥類(便)			H21～22	0/98
	げっ歯類等(便)		H25	0/20	無
	ふれあい動物(便)			2/19	有(10.5%)
ふれあい動物(口腔)	1/19	有(5.3%)			
カンピロバクター (カンピロバクター症)	イヌ(便)	細菌培養	H12～13	1/149	有(0.7%)
	ネコ(便)			1/57	有(1.8%)
レプトスピラ (レプトスピラ)症	イヌ(血清)	抗体検出	H12	(77/90)*	ワクチン接種の影響※により確認できない
	イヌ(尿)	鞭毛遺伝子(LtaB)検出	H21～22	0/85	無
	イヌ(血漿)	鞭毛遺伝子(LtaB)検出	H23	0/30	無
トキソプラズマ (トキソプラズマ症)	イヌ(血清)	抗体検出	H12～15	17/322	有(5.6%)
	ネコ(血清)			4/188	有(2.1%)
バルトネラ属菌 (猫ひっかき病)	イヌ(血清)	抗体検出	H13～15	31/322	有(9.6%)
	イヌ(血液)	病原体検出		0/221	無
	ネコ(血清)	抗体検出		30/128	有(23.4%)
	ネコ(血液)	病原体検出		16/79	有(20.3%)
クリプトスポリジウム (クリプトスポリジウム症)	イヌ(便)	病原体検出	H14～16	11/264	有(4.2%)
	ネコ(便)			0/86	無
ジアルジア (ジアルジア症)	イヌ(便)	病原体検出	H14～16	3/264	有(1.1%)
	ネコ(便)			4/86	有(4.7%)
パストツレラ属菌 (パストツレラ症)	イヌ(口腔)	細菌培養	H14～15	141/219	有(64.4%)
	ネコ(口腔)			64/81	有(79.0%)
オウム病クラミジア (オウム病)	鳥類(便)	病原体抗原検出	H16～18	26/132	有(19.7%)
		病原体遺伝子検出	H16～20	5/226	有(2.2%)
コクシエラ・バーネッティ (Q熱)	イヌ(血清)	抗体検出	H16～18	1/162	有(0.6%)
	ネコ(血清)			1/92	有(1.1%)
ブルセラ・カニス (イヌブルセラ症)	イヌ(血清)	抗体検出	H17～19	1/131	有(0.8%)
	ネコ(血清)			1/33	有(3.0%)
E型肝炎ウイルス (E型肝炎)	イヌ(血清)	病原体遺伝子検出	H17～19	0/131	無
	ネコ(血清)			0/90	無
ジフテリア毒素産生性 コリネバクテリウム・ウルセランス (ジフテリア毒素産生性コリネバクテリウム・ウルセランス感染症)	イヌ (口腔/病巣部/咽頭)	病原体分離・遺伝子検出	H19～21	(病原体分離) 0/116 (遺伝子検出) 0/111	無
	ネコ (口腔/病巣部/咽頭)			(病原体分離) 0/86 (遺伝子検出) 0/80	
カブノサイトファーガ属菌 (カブノサイトファーガ感染症)	イヌ(口腔)	細菌培養・病原体遺伝子検出・薬剤感受性試験	H22～24	<i>C. canimorsus</i> 分離 9/171	有(5.3%)
				<i>C. cynodegmi</i> 分離 55/171	有(32.2%)
				<i>C. canimorsus/cynodegmi</i> 中間型株 12/171	有(7.0%)
	<i>C. canimorsus</i> 遺伝子 114/171			有(66.7%)	
	<i>C. cynodegmi</i> 遺伝子 142/171			有(83.0%)	
	<i>C. canimorsus</i> 分離 3/128			有(2.3%)	
ネコ(口腔)	<i>C. cynodegmi</i> 分離 38/128	有(29.7%)			
	<i>C. canimorsus/cynodegmi</i> 中間型株 1/128	有(0.8%)			
	<i>C. canimorsus</i> 遺伝子 61/128	有(47.7%)			
クリプトコッカス属真菌 (クリプトコッカス症)	鳥類(便)	病原体検出	H23～24	<i>C. neoformans</i> 7/97	有(7.2%)
				<i>C. albidus</i> 10/97	有(10.3%)
				<i>C. laurentii</i> 3/97	有(3.1%)

※ イヌ(血清)からのレプトスピラ抗体保有状況調査結果については、77/90 頭(検体)(85.6%)と、高率に抗体が検出されたものの、そのうち59/77 頭(検体)(76.6%)がワクチン接種済み(残り18 頭はワクチン接種歴不明)であったため、抗体が検出された77 頭(検体)が、過去のワクチン接種によるものかレプトスピラ感染によるものかは、不明であった。

動物愛護管理推進計画検討委員会委員名簿

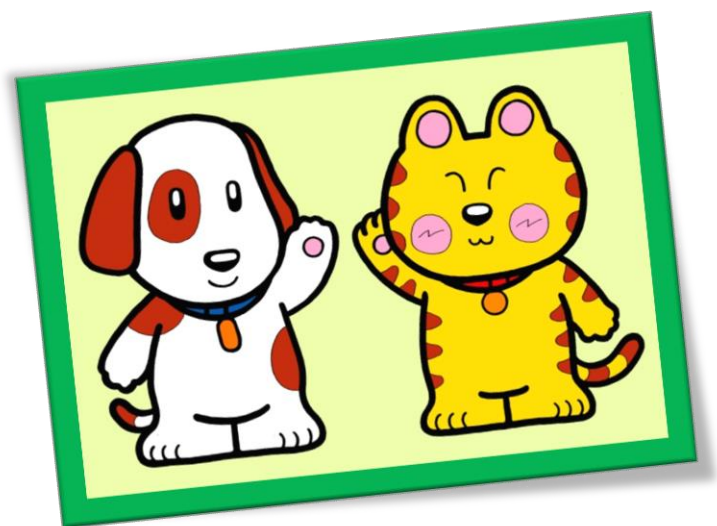
委員数：13人

任 期：平成25年9月18日～平成26年3月31日

区 分	団 体	委 員	
		役 職	氏 名
学識経験者・ 研究機関	国立大学法人 山口大学共同獣医学部	獣医学科長	森 本 將 弘
行政機関	下関市 (中核市)	動物愛護管理 センター長	和 田 敏 夫
	山陽小野田市 (山口県市長会会長)	環境課長	佐久間 昌 彦
	和木町 (山口県町村会会長)	住民サービス 課長	村 岡 辰 浩
獣医師会	公益社団法人 山口県獣医師会	常務理事	田 中 尚 秋
関係業界団体	公益社団法人 山口県畜産振興協会	専務理事	羽 鳥 誠 一
	ハッピーわん (第一種動物取扱業者)	代 表	藤 田 賀津利
動物愛護団体	公益社団法人 山口県動物保護管理協会	会 長	稲 原 輝 昭
	肉球生活向上委員会 With Wan	代 表	豊 田 美保子
動物の所有者 等の団体	周南市徳山動物園	飼育展示1 係長	木 原 一 郎
	公益財団法人 宇部市常盤動物園協会	動物課長	為 近 学
	秋吉台自然動物公園	動物部長	河 田 公 典
地域住民	山口県自治会連合会	会 長	小 田 敏 雄

山口県動物愛護管理推進計画（改定版）

発行 平成26年（2014年）3月
編集 山口県環境生活部生活衛生課
所在地 〒753-8501 山口市滝町1番1号
TEL 083-933-2974
FAX 083-933-3079
E-mail a15300@pref.yamaguchi.lg.jp



山口県